

刑訴法 21 次は、被疑者の国選弁護人制度についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 被疑者の国選弁護人制度は、勾留状が発せられている被疑者又は勾留を請求された被疑者が、貧困等の事由により弁護人を選任することができないときに、所定の手続を経て国が弁護人を付す制度である。
- (2) 本制度は、勾留理由となっている罪の法定刑に制限はなく、勾留状が発せられている被疑者又は勾留請求された被疑者の全てが適用の対象となる。
- (3) 本制度は、勾留状が発せられている被疑者又は勾留請求された被疑者に適用されるものであるため、司法警察員が教示する必要はない。
- (4) 国選弁護人を請求するには、被疑者は資力申告書を提出しなければならない。
- (5) 既に被疑者の配偶者が選任した弁護人がある場合、裁判官は国選弁護人を付す必要がない。

刑訴法 22 次は、被疑者と弁護人との接見交通に関する措置についての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 接見禁止処分が付されている被疑者甲の父親から「息子が何をやったのか調べてほしい」と依頼された弁護士Aが、甲との接見を申し出てきたが、接見させなかった。
- (2) 身柄不拘束の被疑者乙に出頭を求め、取調べを行っていたところ、乙が弁護人Bを呼ぶよう申し出たが、これに応じなかった。
- (3) 被疑者丙を逮捕・留置したところ、押し掛け弁護士Cが突然来署し、「丙の弁護人になりたいので接見させてほしい」旨を申し立てたため、丙の意思を確認したところ「弁護人はいない」と答えたので、接見させなかった。
- (4) 勾留中の被疑者丁と弁護人Dが接見室において接見中、弁護人Dが接見内容をICレコーダーで録音したので、留置施設の管理権に基づき、接見終了後に当該録音内容を検査(再生聴取)した。
- (5) 勾留中の被疑者戊から、取調べ中の捜査員に対し、「自分は上司の身代わりで、弁護人Eから犯人のまま通せと言われた」旨の申出があったが、このような場合であっても、弁護人Eとの接見内容について戊を取り調べることは許されない。

刑訴法 23 次は、接見等禁止処分についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 接見等禁止処分は、被告人又は被疑者と、弁護人又は弁護人となろうとする者との接見交通に関しては行うことはできない。
- (2) 接見等禁止処分の要件は、勾留されている被告人又は被疑者について、逃亡又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があることである。
- (3) 接見等禁止処分に関しては、法律上、接見禁止期間の定めはない。
- (4) 接見等禁止処分に関して、「共犯者甲が逮捕されるまで」という条件が付されることもある。
- (5) 接見等禁止処分中であっても、食べ物の授受を禁じたり、これを差し押さえたりすることはできない。

刑訴法 24 次は、接見指定についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 法律上、司法警察職員であれば、何人でも接見指定を行うことができるが、実務上は捜査主任官(指揮を受けて事件の捜査を主宰する者)が指定権者となる。
- (2) 「捜査のため必要があるとき」とは、被疑者の取調べ、実況見分の立会い等のため、捜査機関が被疑者の身柄を現に必要としているときに限定されていると解されている。
- (3) 同一人について被告事件の身柄拘束とその余罪である被疑事件の逮捕・勾留が競合している場合、捜査機関は被告事件の防御権の不当な制限にわたらない限り、余罪である被疑事件の逮捕・勾留に関して接見等の指定権を行使することができる。
- (4) 身柄不拘束中の被疑者の取調べ中に、弁護人が接見を申し出た場合、被疑者が当該弁護人と会いたいということであれば、一時取調べを中断して接見をさせる必要がある。
- (5) 判例上、逮捕留置中の被疑者と弁護人との面会時間を2分ないし3分と指定した処分は、被疑者の防御のためにはあまりにも短すぎ、不当な措置であるとされている。

刑訴法39条1項の趣旨を損なうおそれがあるから、原則として差し控えるべきである(福岡高判平23.7.1)。

刑訴法 20 弁護人の選任

- (1) 正しい。被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる(刑訴法30条1項)。「何時でも」とされており、身柄を拘束されているか否かに関係はない。
- (2) 正しい。刑訴法35条には、「裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる」と規定されている。この規定を受けて、刑訴規則27条1項は「被疑者の弁護人の数は、各被疑者について3人を超えることができない。但し、当該被疑事件を取り扱う検察官又は司法警察員の所属の官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所が特別の事情があるものと認めて許可をした場合は、この限りでない」と規定している。
- (3) 誤り。被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる(刑訴法30条2項)。ここにいう配偶者とは、法律上の妻や夫を指し、内縁の関係の者は含まれない(東京高判昭25.10.4)。
- (4) 正しい。刑訴法31条2項は、「簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人を選任することができる。ただし、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る」として、弁護士資格を持っていない特別弁護人の選任について規定している。
- (5) 正しい。公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する(刑訴法32条1項)。また、公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない(刑訴法32条2項)。

刑訴法 21 被疑者の国選弁護人制度



- (1) 正しい。刑訴法37条の2に基づく制度である。枝文の被疑者から請求を受けた裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この制度は適用されない。

- (2) 正しい。被疑者の国選弁護人制度は、平成16年の導入当初、弁護人選任態勢の確保に配慮を要したため、対象事件が限定されていたが、弁護士会における態勢整備等が進んだため、現在では勾留状が発せられている全ての被疑者を制度の対象とすることとされている。
- (3) 誤り。本制度は、弁護人選任権を告知する際に、司法警察員において教示しなければならない(刑訴法203条4項)。
- (4) 正しい。国選弁護人の請求手続には、資力申告書の提出が必要となる(刑訴法37条の3第1項)。
- (5) 正しい。被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、国選弁護人を付す必要がない(刑訴法37条の2第1項後段)。

刑訴法 22 被疑者と弁護人との接見交通

- (1) 妥当。弁護士Aが刑訴法39条1項の「弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者」に該当すれば、接見を許さなければならないことになる。甲の父親は、弁護人選任権者であるが、弁護士Aに依頼したのは事件の概要を知ることであり、弁護人になることを依頼したものではない。したがって、弁護士Aに接見させる必要はない。
- (2) 妥当。身柄不拘束の被疑者は、その取調べの中断を申し入れて弁護人と連絡することができる。取調べ官は、その機会を与えればよく、弁護人に連絡するまでの義務は負わない(東京高判平8.9.3)。
- (3) 妥当。被疑者が「選任しない」「会いたくない」等と申し立てたときは接見させる必要はない。報道等で事件を知った押し掛け弁護士は、「弁護人等」には該当しない。
- (4) 妥当。録音自体には法的規制はないが、録音した内容を持ち帰る行為については、刑訴法39条2項や刑事収容施設法等に基づき、当該録音内容を再生聴取して検査し、逃亡・罪証隠滅又は戒護に支障を生じる部分があれば当該部分を消去させることができる。
- (5) 妥当でない。判例は、身代わり事件の被疑者の弁護人が、真犯人を知りながら真犯人の自首を阻止した行為について、明らかに弁護権の濫用であり、接見内容について供述を求めることは許されるとしている(大判昭5.2.7)。



Step Up

判示要旨

1 急迫不正の侵害(最判昭46.11.16²⁾)

刑法36条にいう「急迫」とは、法益の侵害が現に存在しているか、又は間近に押し迫っていることを意味し、その侵害があらかじめ予期されていたものであるとしても、そのことから直ちに急迫性を失うものと解すべきではない。

2 自己又は他人の権利を守るための行為(最判昭50.11.28³⁾)

急迫不正の侵害に対し、自己又は他人の権利を防衛するためにした行為と認められる限り、その行為は、同時に侵害者に対する攻撃的な意思に出たものであっても、正当防衛のためにした行為に当たると判断するのが、相当である。

3 やむを得ずにした行為(最判昭44.12.4⁴⁾)

刑法36条1項にいう「やむを得ずにした行為」とは、急迫不正の侵害に対する反撃行為が、自己又は他人の権利を防衛する手段として必要最小限度のものであること、すなわち反撃行為が侵害に対する防衛手段として相当性を有するものであることを意味するのであって、その反撃行為により生じた結果がたまたま侵害されようとした法益より大であっても、その反撃行為が正当防衛行為でなくなるものではない。

4 防衛の意思(最判昭60.9.12⁵⁾)

刑法36条の防衛のための行為というためには、防衛の意思をもってなされる必要があるが、急迫不正の侵害に対し自己又は他人の権利を防衛するためにした行為と認められる限り、たとえ、同時に侵害者に対し憎悪や怒りの念を抱き攻撃的な意思に出たものであっても、その行為は防衛のための行為に当たると解するのが相当である。

条文

▶ 1 刑法36条(正当防衛)

急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない(1項)。

防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑

を減輕し、又は免除することができる(2項)。

▶ 6 刑法204条(傷害)

人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5

貴金属販売会社のセールスマンをしている甲は、客に販売した貴金属の代金1,200万円を会社に入金せず、競馬・競艇に使い果たした。甲は情婦乙女に事情を話して、数日間乙女のマンションにかくまってもらっていたが、会社から業務上横領で訴えられ、警察からも指名手配されたため、これ以上乙女にかくまってもらうのは困難と思い、乙女に逃走資金を準備させ、甲はその金を持って逃走した。

甲及び乙女の刑責について述べなさい。

業務上横領罪及び犯人蔵匿・隠避罪

答案構成

- 1 結論
- 2 業務上横領罪
- 3 犯人蔵匿及び隠避罪
- 4 犯人による犯人蔵匿・隠避罪の教唆の可罰性
- 5 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲は、業務上横領罪及び犯人蔵匿・隠避罪の教唆犯の刑責を負う。
乙女は、犯人蔵匿・隠避罪(包括一罪)の刑責を負う。

2 業務上横領罪

(1) 意義及び保護法益

業務上、自己の占有する他人の財物を、委託信任関係に背いて横領する犯罪である(刑法253条¹⁾)。保護法益は、物の所有権その他の本権である。

(2) 業務

社会生活上の地位に基づいて、反復、継続して行われる事務をいう。

(3) 占有

横領罪における占有は、委託信任関係に基づくものでなければならない。よって、ここにいう占有とは物に対する事実的支配のみならず、法律的支配をも含む。

(4) 横領

横領とは、不法領得の意思の発現行為をいう。横領罪における不法領得の意思とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物について権限がないにもかかわらず、所有者でなければできない処分をすることである(最判昭33.9.19²⁾)。